

第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（原案）について

1 趣旨

県では、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにすることで、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成30年4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進していくため、条例第9条の規定に基づき「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「計画」という。）を平成30年10月に策定しました。

現計画では、（1）犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰の支援、（2）犯罪被害者等を支える社会の形成の推進の2つの方向に沿って、犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、現計画が令和3年度を終期とする計画であることから、これまでの取組を総括するとともに、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化や令和3年3月に策定された国の「第4次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、「第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

滋賀県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づく推進計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）

3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

（参考）現行計画：滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（平成30年度～令和3年度）

国の計画：第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年度～令和7年度）

4 スケジュール（予定）

令和3年8月上旬 第1回犯罪被害者等支援推進協議会幹事会

8月上旬 市町および庁内へ意見照会

10月4日 総務・企画・公室常任委員会に報告（第2次計画素案）

11月 県民政策コメントの実施

～12月

令和4年1月 第2回幹事会（パブコメ結果報告・第2次計画案）

1月 市町および庁内へ意見照会

3月 総務・企画・公室常任委員会に報告（パブコメ結果報告・第2次計画案）

3月 計画策定

犯罪被害者等を取り巻く状況

(1) 本県の犯罪等の発生状況

・ 刑法犯認知件数

平成14年の32,183件をピークに、減少傾向で推移し、令和2年は6,039件となっている。

【刑法犯認知件数（総数）の推移】

(単位：件)



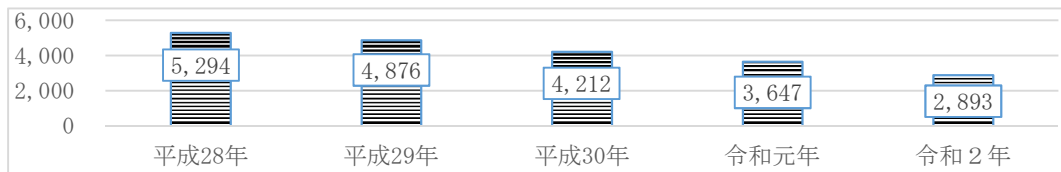
(県警察「滋賀の犯罪」より作成)

・ 交通事故の発生件数

平成16年の10,292件から減少傾向で推移し、令和2年は2,893件となっている。

【交通事故発生件数の推移】

(単位：件)



(県警察「交通の鑑」より作成)

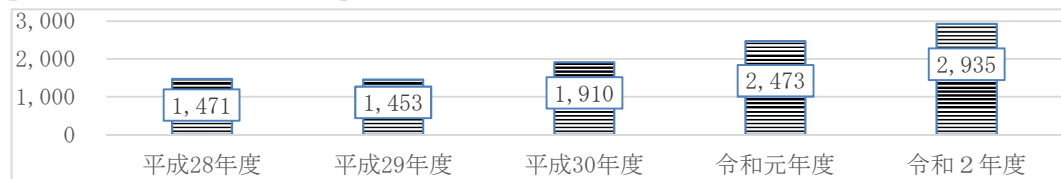
(2) 本県の犯罪被害者等支援の状況

・ (公社)おうみ犯罪被害者支援センターの相談支援状況

平成29年度の1,453件から3年連続増加し、令和2年度は2,935件となっている。

【相談支援の総件数の推移】

(単位：件)

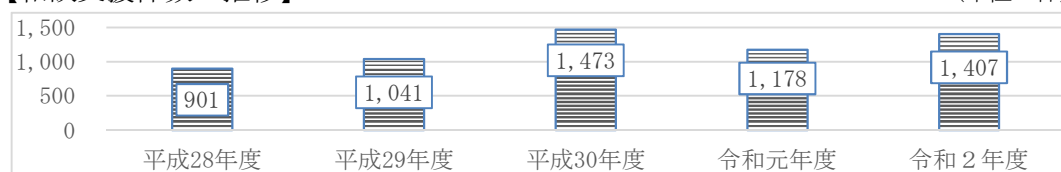


・ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) の相談支援状況

平成28年度の901件から増加傾向で推移し、令和2年度は1,407件となっている。

【相談支援件数の推移】

(単位：件)



現行計画に基づく成果と課題

(1) 主な成果

- ・ 滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会を設置し、関係機関等と連携して犯罪被害者等に必要な支援を提供することができた。
- ・ 犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、適切な支援が継続的に受けられるよう支援計画を策定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行った。
- ・ (公社) おうみ犯罪被害者支援センターに犯罪被害者総合窓口等を設置し、犯罪被害者一人ひとりの事情に配慮した相談支援を行った。
- ・ 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)」を設置し、24時間365日ホットラインによる相談支援をはじめ、産婦人科医療、警察などへの付添支援、必要な場合の証拠採取などを、被害者に寄り添いながら実施することができた。
- ・ 犯罪被害者週間を中心に街頭啓発や各種広報媒体を活用した啓発活動を行い、犯罪被害者等の置かれている状況等についての県民理解の促進に努めた。

(2) 主な課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やデジタル化の進展による社会生活の変化を踏まえ、より犯罪被害者等が相談しやすい相談環境を整備する必要がある。
- ・ 身近な生活支援施策を行っている市町と民間被害者支援団体との更なる連携を図り、情報共有が迅速かつ継続的に行われる体制を整える必要がある。
- ・ 同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した場合の対応として、本県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、支援が円滑に実施できるよう、役割分担や支援体制を検討する必要がある。
- ・ 犯罪被害者等の個人情報インターネット上に投稿されたり、いわれのない誹謗中傷を受けるといわれる二次的被害に対して、適切な相談支援を行うとともに、人権擁護の観点から啓発活動の強化を図る必要がある。
- ・ 学校において、民間被害者支援団体等との連携強化を図るなどして、犯罪被害者等の置かれている状況の理解や性暴力の加害者にも被害者にもならないための教育や啓発の内容を一層充実する必要がある。
- ・ 民間被害者支援団体が、将来にわたって安定した活動を継続できるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行う必要がある。

計画改定のポイント（案）

（１）SDGsの目標達成への貢献

計画の基本的事項としてSDGsの目標達成を目指すこととする。

（２）施策の基本的な考え方

目指す姿および施策の基本的な方向は、次のとおり現行計画を引き継ぐこととする。

- ・目指す姿「犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指します。」
- ・施策の基本的な方向
 - ①犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援します。
 - ②犯罪被害者等を支える社会の形成を推進します。

（３）新規・拡充する項目

これまでの取組に対する成果や課題、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、次の項目について新規・拡充して取り組む。

① 社会生活の変化に対応した相談環境の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、デジタル化の進展による社会生活の変化を踏まえ、デジタル技術等新たな手法も取り入れながら、より犯罪被害者等が相談しやすい相談環境の整備を進める。

② 市町と民間被害者支援団体との連携強化

住民にとって身近な生活支援施策を行っている市町と犯罪被害者等支援に関する経験やノウハウを有する民間被害者支援団体との連携強化の促進を図るとともに、必要な情報の提供や担当者のスキルアップのための研修等を行い、市町における犯罪被害者等支援の充実を図る。

③ 大規模事案等への対応

同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した際に、犯罪被害者等支援を円滑に行うため、本県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、県警察、県、市町、民間被害者支援団体等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して必要な支援が行えるよう体制を整備し、大規模事案等への対応を図る。

④ インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援と啓発の強化

インターネット上での犯罪被害者等に関する誹謗中傷等に対して、犯罪被害者総合窓口において、法的支援や精神的サポートも含めた相談支援を行うとともに、インターネット利用上のルールやマナー等、人権擁護の観点から啓発活動の強化を図る。

⑤ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実

学校において、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するとともに、生命の尊さを学び生命を大切にすることを一層推進する。また、専門家等による外部講師派遣等、民間被害者支援団体と連携して、性犯罪・性暴力について、子どもの発達段階に配慮した教育の一層の充実を図る。

⑥ 民間被害者支援団体との連携強化と支援

民間被害者支援団体と県、県警察、市町等との連携をさらに強化し、円滑な犯罪被害者等支援施策の推進を図るとともに、民間被害者支援団体の活動が安定して継続的に行われるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行う。

(4) 数値目標の設定

計画に基づく主要な施策の実施状況を把握するため、以下の5項目の数値目標を設定する。

項目	現状（令和3年度）	目標（令和8年度）	備考
滋賀県犯罪被害者総合窓口の認知度	24.8% (平成30年度)	50%	県政モニターアンケート
「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）」の認知度	9.2% (平成30年度)	30%	県政モニターアンケート
SANE（性暴力被害者支援看護職）の養成プログラム修了者の人数	11人 (令和3年9月)	15人	
犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害だけでなく、様々な問題を抱えていることを知っていると感じた県民の割合	74.2% (平成30年度)	90%	県政モニターアンケート
（公社）おうみ犯罪被害者支援センターと連携協定を締結した市町の数	4市町 (令和3年9月)	19市町	